

「dino」利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、株式会社リボルバー（以下「当社」といいます）が提供するクラウドCMS（SaaS型サービス）「dino」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本規約は、本サービスの利用に関して当社と利用者との間に適用され、利用者は本規約に同意のうえ本サービスを利用するものとします。

第2条（定義）

1. 本サービス：当社が提供するクラウドCMS「dino」をいい、その基本機能および当社が提供する付随サービスを含みます。
2. 利用者：本規約に同意のうえ、本サービスの利用契約を締結した法人をいいます。利用者は、自らの役員・従業員または利用者が許可した第三者に本サービスの利用をさせることができます。
3. アカウント：本サービスを利用するため当社が付与する権限の単位をいい、ID・パスワードその他の認証手段により管理されます。
4. コンテンツ：利用者またはその許可を受けた者が本サービスを通じて作成、登録、保存、配信する文章、画像、動画、プログラムその他一切の情報をいいます。
5. データ：本サービスを通じて生成または収集されるアクセスログ、統計情報その他の利用記録をいいます。
6. オプションサービス：当社が本サービスに付随して提供する追加機能や作業をいいます。
7. 外部サービス：当社以外の第三者が提供するサービスで、本サービスと連携し、当社が利用者に代わって利用料を徴収する場合があるものをいいます。
8. 料金表：本サービスの料金体系を定めた当社所定の文書またはウェブページをいいます。

第3条（従来プランに関する特則の位置づけ）

本規約の改定以前に提供されていた料金プラン（以下「従来プラン」といいます）を契約中の利用者には、本規約に加えて「特則（従来プランの継続利用に関する特記事項）」が適用されます。当社は、当該特則を附則として公表し、本規約の一部として取り扱います。

第2章 契約関係

第4条（利用資格）

1. 本サービスは法人向けに設計されています。利用の対象は法人格を有する事業者に限り、個人事業主その他の個人および消費者契約法上の消費者は対象外とします。
2. 利用者は、自社の役員・従業員に加え、適切に管理のうえ認めた外部委託者等にも本サービスの利用を許諾できます。この場合、当該者の利用に関する一切の責任は利用者が負うものとします。

第5条（契約の成立および開始）

1. 利用者が本規約に同意のうえ当社所定の方法で申込みを行い、当社が承諾した時点で本契約は成立します（以下「契約成立日」といいます）。当社の承諾は、アカウント情報の発行その他当社が適切と認める方法により行うものとします。
2. 契約開始日は、利用者が申込時に指定し当社が承諾した開始希望日とします。

第6条（契約期間と更新）

1. 本契約の契約期間は、契約開始日の属する月から起算して12ヶ月とします。期間中の途中解約はできません。
2. 契約期間満了の翌日から、契約は1か月単位で自動的に更新されます。
3. 利用者は、契約を更新しない場合、契約期間満了日の1か月前までに当社所定の方法により通知するものとします。
4. 契約期間中のプラン変更の取扱いは、第7条（契約内容の変更）に定めるとおりとします。

第7条（契約内容の変更）

1. 利用者は契約期間中でも、当社所定の方法により上位区分のプランへ契約を変更できます。変更が当社により承諾された場合、当該変更月を初月とする1年間の契約期間が新たに開始され、13か月目以降は1か月単位の自動更新となります。
2. 利用者は、追加のオプションサービスまたは外部サービスを申し込むことができます。承諾された場合、その効力は承諾日または申込時に指定した開始日から発生します。
 - (1) 追加したオプションサービスの契約期間は、原則として基本契約の残存期間と同一です。
 - (2) 外部サービスを含む一部サービスのうち、月単位以外の更新条件が適用される場合は、当該条件に従います。

3. 利用者は、本サービスの基本契約を継続したまま、特定のオプションサービスまたは外部サービスのみを部分解約することができます。ただし、次の各号に従うものとします。

- (1) 契約初年度は当該サービスのみの途中解約はできません。
- (2) 2年目以降は、月単位の自動更新となるサービスに限り、解約希望月の前月末日までの申し出により解約できます。
- (3) 月単位以外の更新条件が適用されるサービスは、当該条件に従います。

第8条（代理店の関与）

1. 本サービスの契約は、利用者と当社との間で直接成立するものとし、販売代理店または紹介パートナー（以下「代理店等」といいます）が関与する場合であっても、当社が承諾した申込をもって効力を生じます。
2. 代理店等が商流に入り利用料金を回収する場合であっても、本規約に基づく権利義務の主体は当社と利用者に存し、代理店等は当社の明示的承諾がある場合を除き、本規約に基づく当事者とはなりません。
3. 代理店等が営業活動、構築作業、運用支援、サポート等を行う場合、利用者は、当該業務が利用者自身の委託に基づくものであることを承諾するものとします。この場合、利用者は、当該代理店等の行為について、自己が行った場合と同等に責任を負うものとします。
4. 当社が代理店等に業務を委託する場合には、当社は当該代理店等に対し、本規約に基づき必要な守秘義務および情報セキュリティに関する義務を課すものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたり保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業・団体、その他これに準ずる者
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 利用者が前項に違反した場合、当社は催告なく解除できるものとします。

第3章 サービス提供

第10条（サービス内容および提供条件）

1. サービス内容

当社は、本サービス（クラウドCMS「dino」）を、当社が別途定める仕様に基づくCMS機能として提供します。具体的な機能や仕様は、当社が隨時提供する最新の内容によります。また、利

用者は、本サービスを商用目的を含め自由に利用することができます。ただし、その利用は法令および本規約に従うものとします。

2. 標準サポート

標準サポートは、原則として電子メールによる対応とします。問い合わせの受付は24時間とし、原則として翌営業日までに一次返信を行います。電話による対応は、サービス停止等の緊急時に限るものとし、オンラインミーティングによる対応は標準サポートの対象外（別途費用）とします。

3. サポートの範囲

標準サポートは、(i) 本サービスの利用方法の案内、(ii) 不具合の疑いに関する一次切り分け、(iii) 当社が提供する標準機能の設定支援に限ります。これ以外の事項、例えばコンテンツ制作、サイト構築、運用代行、個別コンサルティング、HTML等インターネットの一般的知識の提供、外部サービスの利用に関する支援等は、原則として別途の見積・注文書等に基づく有償対応となります。ただし、別途のご契約により対応可能な場合や、当社の裁量により一次的な助言を行う場合があります。また、当社が受託業務として実施したカスタマイズについては、納品後一定期間、当社所定の範囲および期間においてサポート対象となります。

4. 推奨環境

本サービスは、当社が別途定める推奨環境に基づいて提供されます。推奨環境は当社ウェブサイトその他適切な方法により公表し、必要に応じて更新します。推奨環境外での利用については、動作保証やサポートの対象外となる場合があります。

当社が提供する標準の出力（ノンカスタムのHTML／CSS等）については、上記推奨環境における表示・動作を対象とします。

これ以外の環境や旧バージョン、互換ブラウザ等については、表示・動作を保証するものではありません。

5. カスタマイズ

利用者は、自己の判断により管理画面のカスタム領域にHTML／CSS／JavaScriptその他コードを記述できます。この場合、当社は原則として当該内容に起因する不具合・表示不良等について責任を負いません。ただし、当社の裁量により一次的な切り分けや助言を行うことがあります。

6. 当社等によるアクセス

当社または当社が監督する外部委託先は、本サービスの提供、保守、サポートまたは受託業務の遂行に必要な範囲に限り、利用者の管理画面その他の環境にアクセスする場合があります。かかるアクセスは、情報セキュリティ方針（ISMS準拠）に従い、適切な管理および監督のもとで行います。

7. 機能の追加・変更・廃止

当社は、本サービスの内容を追加・変更・廃止することがあります。利用者の利用に重要な影響を及ぼすおそれがある大型の変更については、可能な限り事前に通知します。不具合修正・セキュリティ対策・軽微な仕様改善等については、事前の通知を省略して実施することがあります。新機能の追加は、事前予告の有無を問わず実施できるものとします。

8. 変更の影響に関する承諾と当社の配慮

前項の変更等により、利用者の環境・成果物に影響が生じる場合があります。当社は、合理的な範囲で代替手段の案内や移行に関する情報提供に努めます。

9. 提供停止との関係

本条の変更等に関連して一時的に提供を停止する必要が生じる場合があります。提供の一時停止（メンテナンス等）の取り扱いは第12条に従います。

10. 責任範囲

本条に定める提供条件に関連して利用者に損害が生じた場合の当社の責任の範囲および免責は、第24条（保証および免責）および第25条（当社責任・損害賠償）の規定に従います。

第11条（アカウント管理）

1. 利用者は、本サービスの利用に必要なアカウントを自己の責任において適切に管理するものとします。
2. 利用者は、アカウントに関する認証情報（ID、パスワードその他の認証手段を含みます）を第三者に開示、貸与または譲渡してはなりません。
3. アカウントの不正使用または管理不十分により利用者または第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 利用者は、アカウントの不正利用またはそのおそれを認識したときは、直ちに当社に通知するとともに、当社の指示に従うものとします。

第12条（メンテナンス等）

1. 当社は、本サービスの安定的な提供のため、システムの保守、点検、更新、またはその他の必要な作業（以下「メンテナンス等」といいます）を実施することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項のメンテナンス等に伴い、本サービスの全部または一部を一時的に利用できなくなる場合があります。当社は、緊急の場合を除き、あらかじめその内容および予定時間をお知らせします。

3. 本サービスにおいてシステム障害、通信回線の障害、天災地変その他の不可抗力により利用が一時的に中断される場合があります。当社は、復旧に向けて合理的な努力を行うものとします。
4. 前二項に基づく本サービスの一時的な中断により、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は、第25条（当社責任・損害賠償）に定める範囲を超えて責任を負わないものとします。
5. ただし、当社の責に帰すべき事由により、15日以上連続して本サービスの提供が停止した場合には、その期間に相当する料金を精算するものとします。

第4章 料金

第13条（料金の区分）

1. 本サービスには、提供内容や機能の範囲に応じて区分された複数の料金プラン（以下「プラン」といいます）が存在します。利用者は、当社が定めるプランの中から選択し、そのプランに応じた料金を負担するものとします。
2. 利用者が本サービスの利用に際して負担すべき料金は、次のとおりとします。
 - (1) 初期費用（契約開始時に一度だけ発生する費用）
 - (2) 月額利用料（選択したプランに基づく費用）
 - (3) オプション利用料（当社が提供する追加機能・作業等に基づく費用）
 - (4) 当社が代理徴収する外部サービスの利用料
 - (5) 従量課金料金（各プランに含まれる基準利用量を超過した場合に、その超過分に応じて発生する費用）
 - (6) 受託業務に係る費用（カスタマイズ作業、記事制作その他の業務等）
3. 各料金の具体的な金額および内容は、当社が別途定める料金表または個別の見積・注文書に基づきます。詳細な算定方法および支払条件は、第14条に定めるところによります。

第14条（料金の算定と支払方法）

1. 利用者は、第13条に定める料金等を、当社が発行する請求書に基づき、指定期日までに支払うものとします。
2. 支払方法は原則として銀行振込とし、振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 支払サイクルは以下のとおりとします。
 - (1) 月額利用料・オプション利用料・外部サービス利用料
当月末日締め、翌月末日支払。

(2) 年間一括払い

利用開始月を起算月として12か月分を一括請求し、起算月末日締め、翌月末日支払。契約期間中に上位区分のプランへ移行する場合、前払い済みの未利用期間分相当額を新たなプラン料金に充当し、差額が残る場合は前受金として以後の請求に順次充当します。

(3) 従量課金料金

発生月の翌月末日請求、翌々月末日支払。

(4) 初期費用・受託業務費用その他単発費用

当社が別途定める期日までに支払うものとします。

4. 料金等には消費税その他の公租公課が加算されます。税率が変更された場合には、支払済みの料金等については変更前の税率が適用され、新たに請求または支払が行われる料金等については変更後の税率が適用されます。

5. 料金等はすべて日本円で表示し、日本円での支払いとします。

6. 前各項にかかわらず、外部サービスその他当社が別途定めるものについては、異なる締め日または支払条件が適用される場合があります。

第15条（料金改定）

1. 当社は、物価・通信費その他のコスト変動、本サービスの内容変更、その他当社の業務運営上の必要に応じて、料金表に定める料金を改定することができます。改定は、増額・減額を問わず行われるものとします。

2. 当社は、料金を改定する場合、改定後の料金および適用開始日を、少なくとも1か月前までに適切な方法で利用者に通知または告知します。ただし、減額については予告なく適用することができます。

3. 改定された料金は、適用開始日以後に到来する利用期間または従量計測期間に適用されます。ただし、すでに支払済みの費用については改定を遡って適用しません。なお、年間一括払いを選択している利用者であっても、従量課金や追加オプション等、後から発生する費用については改定後の料金が即时適用されます。

4. 前項の規定は、料金表に基づかない個別見積・注文書により定められた費用には適用されません。当該費用は、各契約時の条件に従います。

5. 外部サービスに係る料金改定の適用時期および方法は、当該外部サービスの提供者が定める条件に従うものとします。

6. 当社は、キャンペーンその他の一時的措置として、料金表とは異なる条件を提示することができます。この場合、当社は予告なく当該条件を変更または終了できるものとします。

第16条（プランおよび機能の変更）

1. 本サービスの料金プランおよび各プランに含まれる機能（以下あわせて「プラン等」といいます）は、当社が別途定める料金表に従うものとします。
2. 当社は、プラン等を追加、変更または廃止することができます。既存利用者に不利益を及ぼす変更については、原則として契約更新時から適用し、少なくとも3か月前までに通知します。
3. 前項にかかわらず、技術的な理由、外部サービスの終了、セキュリティその他合理的な事由により、特定の機能を提供できなくなった場合には、契約期間中であっても当該機能を廃止できるものとします。この場合、当社は合理的な範囲で代替手段や移行策の提示に努めます。
4. 利用者に有利となる変更（機能の追加、制限緩和等）は、通知の有無を問わず、当社の判断により即時適用できるものとします。

第17条（支払遅延の取扱い）

1. 利用者が料金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金、または商法所定の商事利率のいずれか高い率による遅延損害金を支払うものとします。
2. 所定の支払期日から2営業日以内に支払の確認ができない場合、当社は利用者による本サービスへのログインを制限する場合があります。滞納が30日以上続いた場合には、利用者が運営するWebサイトを一時的に非公開とする場合があります。いずれも支払が確認され次第、翌1営業日以内に速やかに解除します。
3. 滞納が60日以上続いた場合、当社は通知・催告を行うことなく、本サービスの一部または全部を停止し、契約を終了する場合があります。その際、保存されていたデータやコンテンツについては補償の対象とはなりません。
4. 2か月連続して支払の遅延が発生した場合、当社は利用者に対し、以後の利用に備えて1か月分の料金相当額を前受金として預託することを求める場合があります。当該前受金は、解約時に最終月分の支払または差額精算に充当します。

第5章 情報セキュリティ

第18条（データの取扱い）

1. 利用者が本サービスに保存または送信するコンテンツその他のデータ（以下「利用者データ」といいます）の管理および保存については、利用者が一切の責任を負うものとします。
2. 当社は、利用者データを本サービスの提供に必要な範囲で取り扱うことができるものとします。
3. 前各項にかかわらず、当社または当社が監督する外部委託先は、サービス提供、保守、サポートまたは受託業務の遂行に必要な範囲で利用者データにアクセスする場合があります。この場

合、当社は当社の情報セキュリティ方針（ISMS準拠）に従い、当該データを適切に管理し、取り扱います。

4. 当社は、利用者データを匿名化・統計化のうえ、個人または法人を特定できない形で、サービスの改善、品質向上、新機能の企画・開発、利用動向の分析その他当社事業の運営に利用できるものとします。
5. 前項に基づき匿名化・統計化されたデータについては、第三者に提供または開示する場合があります。この場合においても、個人または法人を特定できる情報は一切含まれません。
6. 利用契約が終了した場合、当社は第26条（契約終了後のデータ処理）に定めるとおり、利用者データを完全に削除するものとします。利用者は、契約終了前に自己の責任で利用者データを保存または移行するものとします。
7. 前項に基づき削除された利用者データは復旧できません。

第19条（個人情報の取扱い）

1. 本サービスの利用に関連して当社が利用者から預託を受け、または取得する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および当社が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとします。
2. 当社は、利用者の指示または契約の範囲内において、個人情報を適切に取り扱います。また、業務の遂行にあたり外部委託先を利用する場合、当社は当該委託先を監督し、適切な安全管理措置を講じます。
3. 利用者は、利用者自身が本サービスに登録・保存する個人情報について、法令に基づき必要な通知・同意取得・利用目的の明示等を自らの責任で行うものとします。

第20条（インシデント発生時の通知）

1. 当社は、本サービスに関し情報セキュリティ上のインシデント（不正アクセス、情報漏えい、改ざん、紛失その他これに準ずる事象）が発生し、または発生したおそれがある場合、法令上の制限がある場合を除き、合理的に可能な範囲で速やかに利用者へ通知します。ただし、利用者への影響が軽微である場合または合理的に通知が不要と当社が判断できる場合には、この限りではありません。
2. 当社は、前項の事象に対し、影響範囲の特定、被害の最小化、原因の調査、再発防止策の実施に努め、その概要を適切な方法で利用者に共有します。
3. 当社は、監督官庁その他の関係当局への報告が必要な場合には、法令に従い適切に対応します。

4. 本条は、当社の責任の有無または範囲を当然に認めるものではありません。損害賠償その他の責任の扱いについては、第24条（保証・免責および損害賠償責任）の定めによります。

第6章 権利・義務

第21条（禁止事項）

利用者は、本サービスを安心かつ適切に利用するため、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反すること
2. 第三者または当社の知的財産権、プライバシー権、名誉その他の権利や利益を侵害すること
3. わいせつ表現、児童ポルノ、児童虐待等、日本法に違反するコンテンツを送信・掲載・保存すること
4. 無限連鎖講（マルチ商法を含む）その他違法な勧誘を行うこと
5. 本サービスを利用して虚偽情報や誤解を招く情報を発信し、または第三者に迷惑・不利益・損害を与えること
6. コンピュータウイルス、マルウェアその他有害なプログラムを送信・掲載・配布すること
7. 本サービスの提供・運営を妨害し、または過度の負荷を与えるおそれのあること
8. 不正アクセス、クラッキングその他セキュリティを脅かすこと
9. 当社の事前承諾なく、本サービスの利用権を第三者に譲渡・貸与または担保に供すること
10. その他、当社が合理的な理由に基づき不適切と判断すること

第22条（知的財産権）

1. 本サービスに関する一切の知的財産権（著作権、商標権、特許権、ノウハウその他これらに限りません）は当社に帰属します。これらの権利は安定的かつ継続的に本サービスを提供するために当社が保持するものであり、利用者に移転することはありません。

2. 利用者は、本サービスを構成するソフトウェア等について、複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他当社の知的財産を侵害する行為を行ってはなりません。これは知的財産を保護し、サービスの品質を維持するための措置です。

3. 利用者が本サービスを通じて作成、送信、保存または公開するコンテンツの著作権その他の権利は、利用者または当該コンテンツの正当な権利を有する第三者に帰属します。利用者は、自らの責任において当該コンテンツを管理し、その適法性・正確性・有用性を保証するものとします。当社はこれらを保証せず、これに起因して第三者との間に紛争が生じた場合も責任を負いません。

ません。利用者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、必要な権利または許諾を有していることを保証します。

4. 当社は、前項の利用者コンテンツについて、本サービスの提供、保守管理、改善、利用実績の集計または本サービスの利用促進に関する合理的な範囲において、複製、保存、表示、編集または配信等の方法により利用することができます。この場合も、当社は利用者の権利および利益を最大限尊重します。

5. 本サービスが外部の第三者サービス、ソフトウェアまたはAPIと連携して提供される場合、当該外部サービスに関する権利は各権利者に帰属します。利用者は当該外部サービスの利用条件を遵守するものとします。

第23条（利用者責任）

1. 利用者は、第21条（禁止事項）および第22条（知的財産権）を遵守し、適正に本サービスを利用する責任を負います。これらに違反した結果、当社または第三者に損害が生じた場合、利用者はその損害を補償する義務を負います。

2. 利用者は、本サービスを通じて登録・発信・保存・公開する利用者コンテンツについて、自ら適法性・正確性・完全性を確保し、必要な権利や許諾を有していることを保証します。当社は、これら利用者コンテンツに起因する紛争や損害について責任を負わず、利用者が自己の費用と責任において解決するものとします。

3. 利用者が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対し、当該損害の賠償を請求できます。損害賠償には、直接の損害に加え、弁護士費用その他請求追行に要した合理的な費用を含みます。

4. 利用者が第三者との間で紛争を生じた場合は、利用者自身が誠実かつ速やかに対応し、当社に損害や費用が及んだときは、その補償を行うものとします。

第24条（保証・免責および損害賠償責任）

1. 当社は、本サービスを現状有姿（AS IS）の状態で提供します。当社は、安定的かつ円滑なサービス提供に努めますが、本サービスに関し、その正確性、完全性、有用性、特定の目的への適合性、エラーや不具合の不存在その他一切の事項について、明示または默示を問わず保証するものではありません。

2. 利用者は、本サービスを利用するための通信環境、端末、ブラウザ等を自己の責任と費用で整備するものとします。当社は、利用者の利用環境やカスタム領域における記述・改変等に起因して発生した不具合、障害または損害については責任を負いません。

3. 当社は、稼働率、応答速度その他のサービス水準（SLA）を定めて保証するものではありません。

4. 当社は、本サービスの利用または利用不能に関連して利用者に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き責任を負いません。当社が責任を負う場合であっても、その範囲は直接かつ通常の損害に限られ、特別損害、間接損害、逸失利益等については責任を負いません。
5. 当社は、天災地変、感染症の流行、火災、停電、通信回線障害、外部サービスの停止、法令改正その他当社の合理的支配を超える事由により本サービスを提供できなかった場合、責任を負いません。
6. 当社が負担する損害賠償額の上限は、当該損害発生時点から遡って3か月間に利用者が当社に実際に支払った利用料金の総額を限度とします。
7. 本条の規定は、利用者が第三者に対して負う損害賠償責任について、当社が連帯して責任を負うことを意味するものではありません。

第7章 契約の終了

第25条（契約の解約・解除）

1. 利用者は、本サービスの契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約希望月の前月末日までに申し出るものとします。当該申出があった場合、契約はその翌月末をもって終了します。ただし、契約期間中の途中解約はできません。
2. 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、通知または催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 本規約または法令に違反したとき
 - (2) 利用料金等の支払を怠ったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分または租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の申立てがあったとき、または自らこれを申立てたとき
 - (6) 監督官庁による営業許可取消、停止等の処分を受けたとき
 - (7) その他、利用者として不適当と認める相当の事由があるとき
3. 契約終了に伴う精算については、次のとおりとします。
 - (1) 利用者は、終了時点で未払となっている利用料金等を契約に従って支払うものとします。
 - (2) 当社は、受領済みの利用料金等を返金しません。ただし、当社の故意または重過失により本サービスを提供できなかった場合は、この限りではありません。

第26条（契約終了後のデータ処理）

1. 本契約が終了した場合、当社は利用者データを責任をもって管理し、終了日から30日以内に情報管理の観点から適切に削除します。
2. 契約終了後は利用者データを利用できず、削除後に復旧することもできません。利用者は、契約終了前に自己の責任で必要な保存または移行を行うものとします。
3. 契約期間中に利用者がデータの移行を希望する場合、当社は合理的な範囲で可能な限り協力します。この場合の費用は利用者が負担し、その方法および範囲は当社が定めます。
4. 契約終了後から削除完了までの間も、当社は当社の情報セキュリティ方針（ISMS準拠）に従って利用者データを適切に管理します。

第27条（サービスの廃止）

1. 当社は、事業上その他やむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の提供を終了（以下「廃止」といいます）する場合があります。
2. 本サービスを廃止する場合、原則として少なくとも6か月前までに、適切な方法で利用者に通知します。ただし、法令改正、行政機関の指導その他当社の合理的な支配を超える事由がある場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの廃止に伴い、利用者が既に支払った利用料金等のうち、廃止日以降に相当する未提供分がある場合、当社は利用者に不利益が生じないよう適切に精算し、返金するものとします。
4. 前項に定める場合を除き、本サービスの廃止により利用者または第三者に損害が生じた場合でも、当社は法令上の責任を負う場合を除き、その他の責任を負わないものとします。

第8章 その他

第28条（機密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスに関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他業務上的一切の秘密情報（以下「秘密情報」といいます）を、第三者に開示または漏洩してはならず、本サービスの利用および契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、第10条および第12条に基づき、当社または当社が監督する外部委託先が業務遂行上必要な範囲で利用者データ等にアクセスする場合は、この限りではありません。なお、当社は当該委託先に本条と同等の機密保持義務を課し、当社の情報セキュリティ方針（ISMS準拠）に従って適切に監督します。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で既に正当に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (5) 法令または裁判所・行政機関の命令により開示を求められた情報（この場合、当社または利用者は、法令に違反しない範囲で、可能な限り速やかに相手方に通知するものとします）
3. 利用者および当社は、秘密情報を知る必要がある自己の役員・従業員または再委託先に対して開示する場合には、当該者に本条と同等の義務を課すものとします。
4. 本条の義務は、契約終了後も期間の定めなく存続するものとします。

第29条（権利義務の譲渡禁止）

- 1. 契約の安定的な運用を確保するため、利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡、承継、担保設定その他の方法により移転することはできません。
- 2. 利用者が合併、会社分割、事業譲渡その他これに類する取引により本サービスの利用を継続する場合には、その旨を速やかに当社に報告し、承諾を得るものとします。承諾は簡易な方法により行いますが、譲渡先が反社会的勢力またはその他当社が不適切と判断する場合には、当社は承諾を拒否することができます。
- 3. 当社は、本サービスに関する事業の全部または一部を他社に承継させる場合、またはグループ会社間の再編等により本規約上の地位または権利義務を移転させる場合には、利用者の承諾を要しません。ただし、この場合には、利用者に対して速やかに通知します。

第30条（準拠法・裁判管轄）

- 1. 本規約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。利用者やエンドユーザーの所在国や利用地にかかわらず、日本法が適用されます。
- 2. 本規約が日本語以外の言語に翻訳されて提供される場合、日本語版を正式な規約とし、その内容が優先されます。
- 3. 本サービスに関して利用者と当社との間で生じた紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、専属的に合意管轄裁判所とします。

第31条（規約の変更）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正や行政機関の指導に対応するため必要な場合

- (2) セキュリティ上または技術上の理由により必要な場合
 - (3) 本サービスの運営上または改善のために、当社が合理的に必要と判断した場合
2. 前項に基づき本規約を変更する場合、当社は、変更内容および適用開始日を、原則として少なくとも1か月前までに、適切な方法で利用者に通知します。ただし、緊急に対応が必要な場合にはこの限りではありません。
3. 利用者が、変更後の規約の適用開始日以降に本サービスを利用した場合、当該変更に同意したものとみなします。
4. 当社は、利用者に重大な不利益を及ぼす変更を行いません。
5. 変更後の規約は、その効力発生日以降の本サービス利用に適用されます。ただし、効力発生日以前に行われた行為であっても、その性質上本規約の適用が相当である場合には、本規約を準用することがあります。

第32条（協議解決）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社および利用者は、互いに誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。

改定履歴

2017年2月6日 制定
2019年10月1日 改定
2023年7月1日 改定
2025年10月1日 改定（全面改定）

株式会社リボルバー

特則（従来プランの継続利用に関する特記事項）

第1条（従来プランの定義）

「従来プラン」とは、本利用規約の改定前に契約されたプランをいいます。従来プランは新規販売を終了し、既存利用者に限り継続提供されます。なお、今後は「Basicプラン」と呼称することがありますが、本特則においては従来プランとして記載します。

第2条（契約期間・解約・更新）

- 従来プランの契約は、現行の契約期間が満了するまで従前の条件が適用されます。
- その次の契約更新以降は、本利用規約第5条の定めに従い、契約期間は1か月単位の自動更新に移行し、解約は契約終了月の前月末までの申出により可能となります。

第3条（機能・オプションの取扱い）

- 従来プランにおいては、既存の機能は原則として維持されます。ただし、技術的理由その他やむを得ない事由により、変更または廃止される場合があります。
- 新機能については、基本的には従来プランでも利用可能となります。そのすべてが等しく提供されることは限りません。
- 新たに提供されるオプションサービスについては、従来プランでは利用できない場合があります。また、既存利用者向けには継続提供しつつ、新規販売を終了するオプションが存在する場合があります。

第4条（料金・支払方法の特則）

- 従来プランの料金および支払方法は、従来から利用者に案内された見積書または既存の料金体系に基づきます。料金表への記載は行いません。
- 従来プランに存在した半年一括払い（5%割引）は廃止します。
- 年間一括払契約については、従来の前倒し請求方式を改め、契約開始月末の請求・翌月末の支払とし、条件を緩和します。
- 年間一括払契約における従量課金分の請求方法については、従来は3か月分をまとめて四半期ごとに請求していましたが、本利用規約の適用開始後は、月払い契約と同様に毎月請求へ統一します。従量課金は、対象月の翌月末日に請求し、その翌月末日を支払期日とします。
なお、改定前に締結済みの年間一括払契約についても、本規約施行後は当該新ルールを適用します。ただし、改定前のルールに基づきすでに起算している3か月分については、経過措置として従来の四半期ごとの請求サイクルを適用します。

5. すでに当社が案内済みの価格改定は有効とし、各利用者には契約更新のタイミングで順次適用されます。

第5条（プラン移行）

1. 従来プランの利用者は、契約更新のタイミングで、当社が提供する新しい料金プランへ移行できます。移行後は、その新しい料金プランに適用される利用規約および料金体系が適用されます。
2. プラン移行にあたっては、新規契約時と同様に初期費用が発生します。
3. 当社が別途定める方法により、契約更新時以外でも移行を認める場合があります。
4. なお、従来プランでは利用可能であった一部の機能やオプションが、新プランでは利用できない場合があります。その詳細はFAQその他の資料にて案内します。

改定履歴

2025年10月1日 制定

株式会社リボルバー